

函館市監査公表第26号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年7月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

函館市監査委員 松 宮 健 治

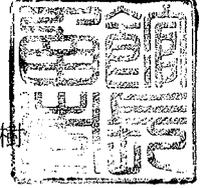
函 総 務

平成30年 6月25日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	総務部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ <u>その他（行政監査）</u>		
監査等実施期間	平成29年7月25日～平成30年2月26日	講評日	平成30年3月8日
調査対象事項名	本庁公用車集中管理以外の公用車の管理状況等について		
指摘事項, <u>意見・要望事項</u>			
(監査意見)			
(1) 公用車の保有・管理状況について			
・ 車両台帳の整備については形骸化しているものと見受けられ、実態に即した車両管理要綱の見直しが必要と考える。			
・ 車両管理要綱の運転日報とは異なった様式書式で使用している部局があったことから、車両管理要綱を順守させるなど、適切に指示・指導すべきと考える			
措置内容, <u>対応・考え方</u>			
(対応)			
車両台帳の整備については、実態に即した、より効率的な台帳整備・管理が行われるよう平成30年4月1日付で車両管理要綱を改正したところです。			
運転日報の様式については、上記の台帳整備等と併せて、車両管理要綱を順守するよう、平成30年4月23日開催の庶務担当課長会議において指示・指導したところです。			